

# 博物館管理規則 制定概要

## 1 制定理由

令和4年3月「千葉県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例」制定により、博物館の設置、管理及び廃止に関する事務について、知事が管理・執行することが定められた。これを受けて「教育機関設置条例」が改正され、博物館の管理規則については知事が定めることとなったことから、現行の教育委員会規則を廃止し、知事が所管する規則として新たに制定したものである。

## 2 制定内容

千葉県立美術館、千葉県立中央博物館、千葉県立現代産業科学館、千葉県立関宿城博物館の管理に関し必要な事項

- ・開館時間（第二条）
- ・休館日（第三条）
- ・入館の制限（第四条）
- ・入場券（第五条）
- ・禁止行為（第六条）
- ・損害の賠償（第七条）
- ・委任（第八条）

## 3 施行日

令和4年4月1日